**平成２３年（フ）第７３５号**
熊本市東区東町４丁目16番７―506号
破産者　株式会社熊健開発
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第７９９号**
熊本県宇土市網津町3423番地
破産者　有限会社石井建設
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１４０号**
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目28番11号
破産者　保　　勝則
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４７号**
岩手県北上市柳原町２丁目１番40号、前所在地岩手県北上市村崎野20地割201番地の１
破産者　有限会社ｎｉｃｏ
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２４年（フ）第６２５号**
東京都小平市花小金井南町３丁目31番７号第１大徳荘103号
破産者　手塚　成治
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１７７号**
神奈川県相模原市中央区上溝3950番地９
破産者　有限会社エム・アンド・オー
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第５号**
大分県佐伯市城東町３番17号
破産者　株式会社いし田
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第１６号**
鹿児島県指宿市湯の浜３丁目４番24号
破産者　迫　　智行
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２３年（フ）第１０４２号**
さいたま市岩槻区美幸町５番12号、破産手続開始決定時の住所さいたま市岩槻区岩槻字江川6950　エクセラン101号室
破産者　竹内　邦昭
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２４８号**
埼玉県川口市大字木曽呂751番地の１　第２パレスイン101号
破産者　青木　広美
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第４８２号**
広島県広島市安佐南区緑井１丁目15番３―405号　エンゼルハイム緑井、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2035番地５―205号
破産者　成瀬　達彦
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５００号**
札幌市白石区菊水上町３条１丁目53番地
破産者　藤澤　昭一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１６２号**
宮城県栗原市若柳字上畑岡　124番地１
破産者　遠藤　哲男
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第１４５号**
川崎市宮前区野川177番地　パラマウント矢上Ｂ―４
破産者　高橋　伸顕
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５７４号**
相模原市南区西大沼２丁目６番１号　ハイツ大沼202
破産者　石井　　操
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第１４４号**
名古屋市西区上名古屋１丁目４番３号
破産者　船戸　好彦
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９５０号**
名古屋市天白区鴻の巣２丁目403番地　シルク壱番館101号
破産者　福原　孝夫
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４５８５号**
大阪市西区本田４丁目８―２　アーバンパレス九条605号室、住民票上の住所京都府長岡京市八条が丘１丁目６番地の４
破産者　猪田　　寛
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７４８８号**
大阪市旭区千林１―４―25　アーバンフラット301、開始決定時の住所大阪市東成区中道２丁目26番15号　センチュリー柏原401号
破産者　武田　秀樹
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部